

○久喜市道路里親制度実施要綱

平成22年3月23日

告示第210号

(目的)

第1条 この告示は、市道において自発的に清掃美化活動を行う住民団体等（以下「住民団体等」という。）を、道路の里親として認定し、住民と行政が協力して快適で美しい道路環境づくりを推進するとともに、道路愛護意識の向上を図ることを目的とする。

(道路の里親の資格)

第2条 道路の里親は、3人以上の構成員で組織され、かつ、次の各号のいずれかの清掃美化活動を実施できる住民団体等とする。

- (1) 市道の概ね50メートル以上の区間において行う年3回以上の清掃活動
- (2) 歩道に設置された植樹帯等（合計で10平方メートル以上とする）について行う除草、植栽その他の美化活動

(道路の里親の認定)

第3条 道路の里親の認定を希望する住民団体等は、道路の里親認定申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する申込書が提出され、里親として適当と認めるときは、当該申込書を提出した住民団体等の代表者と道路里親制度に関する確認書（様式第2号。以下「確認書」という。）を締結するものとする。この場合において、確認書の効力は、原則として次年度以降も継続するものとする。

3 市長は、前項の規定により確認書を締結したときは、当該住民団体等に対し道路の里親認定書（様式第3号。以下「認定書」という。）を交付するものとする。

(道路の里親の活動内容等)

第4条 道路の里親の活動の内容は、次のとおりとする。

(1) 当該活動区間の歩道、植樹帯等において、清掃、除草、草刈り、花の植栽及び花の抜取り等の活動を行う。ただし、新たに花の植栽又は抜取りを行おうとするときは、市と協議しなければならない。

(2) 前号に規定する活動において発生したごみを、市の分別方法及び指示に従って適正に処分する。

2 道路の里親が前項に規定する活動を行うときは、目的外のチラシの配布、イベントの開催その他この告示の目的と異なる活動を行ってはならない。

(活動計画書)

第5条 認定書を交付された道路の里親の代表者は、当該認定を受けた日から14日以内に道路の里親活動計画書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する活動計画書は、当該認定を受けた日から当該年度の末日までの活動計画を記載するものとする。

3 次年度以降も継続して活動する道路の里親の代表者は、前年度の末日までに次年度の活動計画を記載した道路の里親活動計画書を市長に提出するものとする。

(活動報告書)

第6条 道路の里親の代表者は、毎年度、前条の活動計画書に基づき活動した期間の報告を、道路の里親活動報告書(様式第5号)により、当該年度の末日までに市長に報告しなければならない。

(事故報告)

第7条 道路の里親の代表者は、当該活動中に事故が発生した場合は、速やかに市に通報するとともに、道路の里親事故発生報告書(様式第6号)を提出しなければならない。

(市の役割等)

第8条 市の役割は、次のとおりとする。

- (1) 道路の里親の活動に関するボランティア活動保険に加入すること。
- (2) 道路の里親の活動に必要な物品の支給又は用具の貸与を行うこと。

2 市は、道路の里親団体が、次の各号のいずれにも該当し、当該里親団体から希望があったときは、里親名を記した表示板を、当該活動区間に設置することができる。ただし、個人名、商品名又は公序良俗に反するような名称等の表示はしないものとする。

- (1) 5人以上の構成員で組織されていること。
- (2) 市道の100メートル以上の区間において、かつ、年4回以上の活動を計画すること。

(物品の給付又は用具の借用)

第9条 道路の里親の代表者は、道路の里親の活動のために必要な物品の給付を受けようとするときは、道路の里親物品給付及び用具借用願書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

2 道路の里親の代表者は、道路の里親の活動のために必要な用具の借用を受けようとするときは、道路の里親物品給付及び用具借用願書を市長に提出するものとする。

(確認書の継続及び変更等)

第10条 市長は、道路の里親の代表者から道路里親制度に関する確認書変更・解除届出書（様式第8号）が提出されたときは、確認書の内容を変更し、確認書の再締結及び認定書の再交付を行い、又は確認書を解除して道路の里親の認定を取り消すことができる。

2 市長は、道路の里親の活動が、法令に抵触する場合、この告示の目的と異なる活動を行った場合その他道路の里親としてふさわしくないと認める場合は、道路の里親の代表者に通知し、確認書を解除して道路の里親の認定を取り消すことができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、道路里親制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の久喜市道路里親制度実施要綱(平成16年久喜市告示第7号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (令和3年3月31日告示第203号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年1月18日告示第21号)

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

道路の里親認定申込書

年 月 日

久喜市長 あて

里 親	団 体 名	
	代 表 者 住 所	〒 住所
	代 表 者 氏 名	
	連 絡 先	TEL() ー
		FAX() ー
	活 動 開 始 日	年 月 日
活 動 回 数	<input type="checkbox"/>	ほとんど毎日
	<input type="checkbox"/>	1週間に 回
	<input type="checkbox"/>	1箇月に 回
	<input type="checkbox"/>	1年間に 回

市 道	路 線 名	市道	号線
	延 長		m
活動する区間	(活動する区間の略図)		

(市処理覧)

表示板設置要望	<input type="checkbox"/> する	表示名	
	<input type="checkbox"/> しない		

※ 名簿は別紙のとおり

様式第2号（第3条関係）

道路里親制度に関する確認書

（以下「団体」という。）と道路管理者久喜市長（以下「久喜市」という。）とは、久喜市道路里親制度実施要綱第3条第2項の規定に基づき、次のとおり合意したことを証するため、本書2通を作成し各自1通を保有する。

（活動区間）

第1条 この確認書に基づく活動区間は次のとおりとする。

市道 号線 (約 m)
久喜市 番地先から 番地先まで

（活動内容）

第2条 団体は、活動区間の歩道及び植樹帯等（車道部分を除く）について、当該認定を受けた日（継続の場合は4月1日）から当該年度の末日までの期間に3回以上の清掃美化活動を行うものとする。

- 2 団体は、発生したごみについては久喜市の分別方法と指示に従って適正に処分する。
- 3 団体は、新たに花の植栽又は抜取りを行う場合は、久喜市長と協議するものとする。
- 4 団体は、自己の責任において作業を行い、けが等をしないよう安全に十分注意をするものとする。
- 5 団体は、活動に伴う車の使用を控え、活動中は道路交通に支障が生じないように努める。
- 6 団体の代表者は、活動計画書、活動報告書をそれぞれ提出期限までに久喜市長に提出するものとする。

団体	提出書類		提出期限
	名称	内容	
新規の場合	活動計画書	認定を受けた日から当該年度の末日までの活動計画	認定を受けた日から14日以内
継続の場合		次年度の初日から末日までの活動計画	前年度の末日
新規・継続の場合	活動報告書	活動した期間の活動報告	当該年度の末日

(活動中の事故)

第3条 活動中の事故に対して、久喜市長はその責任を負わない。ただし、久喜市長が加入しているボランティア保険の対象となる事故については、当該保険の範囲で補償を行う。

2 事故が発生した場合、団体の代表者は速やかに久喜市に通報するとともに、久喜市道路の里親事故発生報告書を久喜市長に提出するものとする。

(市の役割等)

第4条 市の役割は、次のとおりとする。

(1) 道路の里親の活動に関するボランティア活動保険に加入する。

(2) 道路の里親の活動に必要な物品の支給又は用具の貸与を行う。

2 市は、久喜市道路里親制度実施要綱第8条第2項に掲げる要件のいずれにも該当し、道路の里親団体から希望があったときは、里親名を記した表示板を、当該活動区間に設置することができる。

(確認書の期間)

第5条 この確認書は、団体からの変更又は解除の申し出がない場合は、継続するものとする。ただし、団体の活動が、この確認書其他法令に抵触する場合、又は、久喜市道路里親制度実施要綱（平成22年久喜市告示第210号）の目的と異なる活動を行うなど道路の里親として相応しくないと認められる場合は、里親の認定を取り消し確認書を解除する。

(その他)

第6条 この確認書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、団体及び久喜市長の双方が協議し解決するものとする。

年 月 日

(里親) 団体名

代表者住所

代表者氏名

印

久喜市下早見85番地の3

久喜市

久喜市長

印

様式第3号(第3条関係)

道路の里親認定書

年 月 日
認定番号

里 親 名(団体名)
代 表 者 氏 名

久喜市長



この度は、道路の里親として道路の清掃美化活動の申出をいただき感謝申し上げます。
貴団体を久喜市道路里親制度実施要綱第3条第3項の規定に基づき、下記の道路の里親として認定いたします。

記

道路名	市道	号線
区 間	久喜市	番地先から
	久喜市	番地先まで (約 m)

様式第4号(第5条関係)

道路の里親活動計画書

年 月 日

久喜市長 あて

団体名
代表者住所
代表者氏名

年度の道路の清掃美化活動について、下記のとおり計画しましたので提出いたします。

記

活動区間	市道	号線	m		
			4月 回	5月 回	6月 回
活動内容	活動回数	7月 回	8月 回	9月 回	
		10月 回	11月 回	12月 回	
		1月 回	2月 回	3月 回	
		合計	年間	回	
		1回当たりの活動者数	人		
	主な活動内容			
御意見・要望	(御自由にお書きください。)				

様式第5号(第6条関係)

道路の里親活動報告書

年 月 日

久喜市長 あて

団体名
代表者住所
代表者氏名

年度の道路の清掃美化活動について、下記のとおり実施しましたので報告いたします。

記

活動区間	市道	号線			m			
		4月 回 人	5月 回 人	6月 回 人	7月 回 人	8月 回 人	9月 回 人	
活動内容	活動回数	10月 回 人	11月 回 人	12月 回 人	1月 回 人	2月 回 人	3月 回 人	
		合計 年間 回						
		期間中の活動者数の合計	人					
		ごみ袋使用数	燃やせるごみ	袋				
			燃やせないごみ	袋				
	御意見・要望	(御自由にお書きください。)						

様式第6号(第7条関係)

道路の里親事故発生報告書

年 月 日

久喜市長 あて

下記のとおり、道路の清掃美化活動に伴い事故が発生いたしましたので、久喜市道路里親制度実施要綱第7条の規定に基づき報告いたします。

記

団 体 名	
代 表 者 氏 名	
連 絡 先 (電 話)	

負 傷 者 ・ 構 成 員 ・ そ れ 以 外	住 所		電 話	
	氏 名		年 齢	
治 療 病 院 名	※診察券のコピーを添付してください			
事 故 発 生 日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃			
事 故 発 生 場 所	久喜市	番地先		
事故の原因・状況など				

※ 事故が発生した場合は、すぐに電話等で担当課に連絡してください。

※ 事故の状況がわかるように図面等を添付し、速やかに担当課に提出してください。

様式第7号(第9条関係)

道路の里親物品給付及び用具借用願書

年 月 日

久喜市長 あて

団 体 名

代 表 者 氏 名

次の清掃用具等について給付及び借用をお願いいたします。

活動者数(人)

	品 目	数 量	備 考
借用用具	<input type="checkbox"/> ほうき	本	活動者3人につき1本 (最大 本)
	<input type="checkbox"/> ちりとり	個	活動者5人につき1個 (最大 個)
	<input type="checkbox"/> トング	本	活動者2人につき1本 (最大 本)
	<input type="checkbox"/> 草刈鎌	枚	活動者2人につき1本 (最大 本)
給付物品	<input type="checkbox"/> 軍手	組	活動者1人につき1組
	<input type="checkbox"/> 帽子	個	活動者1人につき1個
	<input type="checkbox"/> ごみ袋	枚	

(誓約事項)

- ※ 借用用具及び給付物品は、確認書の活動以外には使用いたしません。
- ※ 里親活動を終了する場合は、給付物品のうちごみ袋の残余分は返却いたします。

様式第8号(第10条関係)

道路里親制度に関する確認書変更・解除届出書

年 月 日

久喜市長 あて

団 体 名

代表者住所

代表者氏名

年 月 日付けで取り交わした確認書の変更・解除をしたいので届け出ます。

記

活 動 区 間	市道 号線 m
確認書締結日	年 月 日 認定番号
変 更 事 項	
解 除 活動終了年月日	年 月 日

※確認書の変更は変更事項を記入し、解除の場合は活動終了年月日を記入する。